

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十九年八月四日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 測量の目的 基本測量（成果不整合地域における基準点改測及び防災対策地域水準測量）

二 測量の地域 宇陀郡御杖村及び吉野郡十津川村

三 測量の期間 平成二十九年八月一日から平成三十年二月二十八日まで